

史跡和歌山城保存活用計画策定支援業務 仕様書

1. 業務概要

- (1)業務名 史跡和歌山城保存活用計画策定支援業務
(2)業務期間 契約締結日 ～ 令和9年3月31日
(3)業務対象箇所 和歌山市一番丁3ほか 史跡和歌山城内（別紙位置図参照）

2. 計画策定の経緯と目的

和歌山城は、天正13年(1585)に紀州を平定した羽柴秀吉が、弟秀長に命じて築城した城郭である。桑山氏・浅野氏と城主の変遷を経て、元和5年(1619)からは徳川家康の十男頼宣が城主となり、以後約250年間紀州徳川家の居城であった。昭和6年(1931)に和歌山城の内郭部分が国の史跡に指定された。また城に密接に関わるエリアとして、平成30年(2018)から令和5年(2023)にかけて南西の扇の芝が史跡に追加指定された。一方で、中心市街地にある都市公園「和歌山城公園」として市民の憩いの場となっており、国内外から多数の観光客が訪れる観光拠点ともなっている。

和歌山市は、和歌山城の将来にわたる保存及び活用を図るため、平成5年(1993)に史跡和歌山城保存管理計画を策定した。保存管理計画で示した保存と活用の基本方針に基づき、平成7年に史跡和歌山城整備計画を策定し、石垣の保存修理や御橋廊下の復元（平成18年）等の事業を進めてきた。

その後、学術調査の進展や和歌山城を取り巻く情勢の変化を受けて、平成29年に史跡和歌山城整備計画(平成28年度改訂版)を策定した。また各エリアの整備事業進展に基づき、史跡和歌山城二の丸及び西の丸整備基本計画（令和3年）、史跡和歌山城扇の芝整備基本計画（令和5年）も策定した。これらの計画に基づき、現在も史跡和歌山城の保存・活用に向けた取り組みを進めている。

こうしたなか、老朽化した鉄筋コンクリート造天守閣の今後の整備方針や近代以降の諸施設（動物園や本丸給水場等）の今後のあり方、城の中核部であった二の丸の今後の整備方針、南海トラフ地震などの巨大地震に備えた整備等、史跡和歌山城の今後を考える上で重要な懸案事項を複数抱えている状況である。これらの懸案に取り組むためには、約30年前に定められた保存管理計画に基づく保存と活用の基本方針を見直し、新たな方針を定めた保存活用計画の策定が必要である。

本業務は、上記の経緯を踏まえて、史跡和歌山城の適切な保存と活用を図るため、史跡和歌山城保存活用計画の策定支援業務を行うものである。計画策定の経緯・目的や史跡和歌山城の概要、価値、現状・課題の整理を行う。

なお、保存活用の理念と基本方針決定、保存、活用、整備、運営・体制の整備に係る方向性・方法の整理、計画書刊行等に係る支援業務については、令和9年度に別途発注予定である。

3. 準拠する法令等

- (1) 文化財保護法
- (2) 史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書（文化庁文化財部記念物課、平成27年3月）
- (3) 文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針（文化庁、平成31年3月、令和5年3月最終変更）
- (4) 文化庁文化財部記念物課監修『史跡等整備のてびき―保存と活用のために― I～IV』（同成社、平成17年）
- (5) 文化庁文化財部記念物課監修『石垣整備のてびき』（同成社、平成27年）
- (6) その他の関係する法令及び規定

4. 業務内容

- (1) 計画策定の沿革・目的の整理
 - ・ 計画策定の沿革や計画の目的、委員会設置の経緯、関連計画との関係等の整理
- (2) 史跡和歌山城の概要の整理
 - ・ 指定に至る経緯や指定の状況、追加指定の状況等の整理
- (3) 史跡和歌山城の様々な価値の整理
 - ・ 史跡和歌山城の本質的価値及びそれ以外の価値の整理
 - ・ 指定後の新たな評価に基づく史跡和歌山城の本質的価値の整理
 - ・ 史跡和歌山城の本質的価値を構成する要素及びそれ以外の諸要素の整理
 - ・ 指定地の周辺地域を構成する諸要素の整理
- (4) 史跡和歌山城の現状と課題の整理
 - ・ 保存管理や活用、調査、整備、運営・体制における現状と課題の整理
- (5) 史跡和歌山城内に存在する近代以降の施設・建造物の保存活用案の策定
- (6) 委員会及び市民意見聴取会の運営補助
 - ・ 史跡和歌山城保存整備委員会保存活用計画策定部会の資料及び議事録の作成（3回）
 - ・ 市民からの意見聴取会の運営補助及び議事録の作成（2回）
- (7) 打合せ、協議
 - ・ 打合せは業務着手時、中間1回、業務完了時の3回とするが、本特記仕様書に明記がない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

5. 成果品

- (1) 本業務における成果品は、次のとおりとする。
 - ① 報告書 正・副2部
 - ② その他監督職員が指示する資料 1式
- (2) 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、各業務段階において作成した図・表・報告書などの最終成果を電子データで納品することをいう。電子成果の提出方法については、発注者と協議の上決定すること。

6. その他

(担当者要件)

国指定史跡において保存活用計画を策定した経験を有する業者の中で、現時点で保存活用計画策定に従事した経験者が最低1名在籍しているものとする。

(貸与資料)

本業務に関する貸与品がある場合は、その取り扱いに十分注意するものとし、作業完了後速やかに貸与資料を返却するものとする。

(手続き及び損害賠償)

本業務に必要な手続きについては、受注者の責任においてこれを行い、当該手続きに関する書類の写しを発注者に提出するものとする。

受注者は、本業務の実施中に生じた事故及び第三者に与えられた損害に対して一切の責任を負うとともに、事故等の内容を遅滞なく発注者へ報告するものとする。また損害賠償の請求があった場合は一切の処理をその責任において行うものとする。

(検査)

受注者は、本業務完了後、業務完了届及び成果品を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

(成果品に対する責任の範囲)

受注者は、本業務完了後であっても既納入成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに補足、訂正及び修正を行わなければならない。

(成果品の帰属等)

本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとする。受注者は、発注者の許可なく成果品を他に公表、貸与又は使用してはならない。

(その他)

本業務の設定項目について変更の必要が生じた場合は、協議の上これに対処するものとする。

(暴力団員等による不当介入措置について)

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置については、次のとおりとする。

(1)和歌山市が発注する業務において、暴力団員等による不当介入（不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害をいう。以下同じ。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市へ報告、所轄の警察に通報及び捜査上必要な協力（以下「通報等」という。）を行うこと。

(2)(1)により所轄の警察に通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載し書面により発注者に報告すること。

(3)発注した業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(4)(1)及び(2)の措置を怠ったときは、指名停止を行うことがある。

7. 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

担当課：和歌山城整備企画課

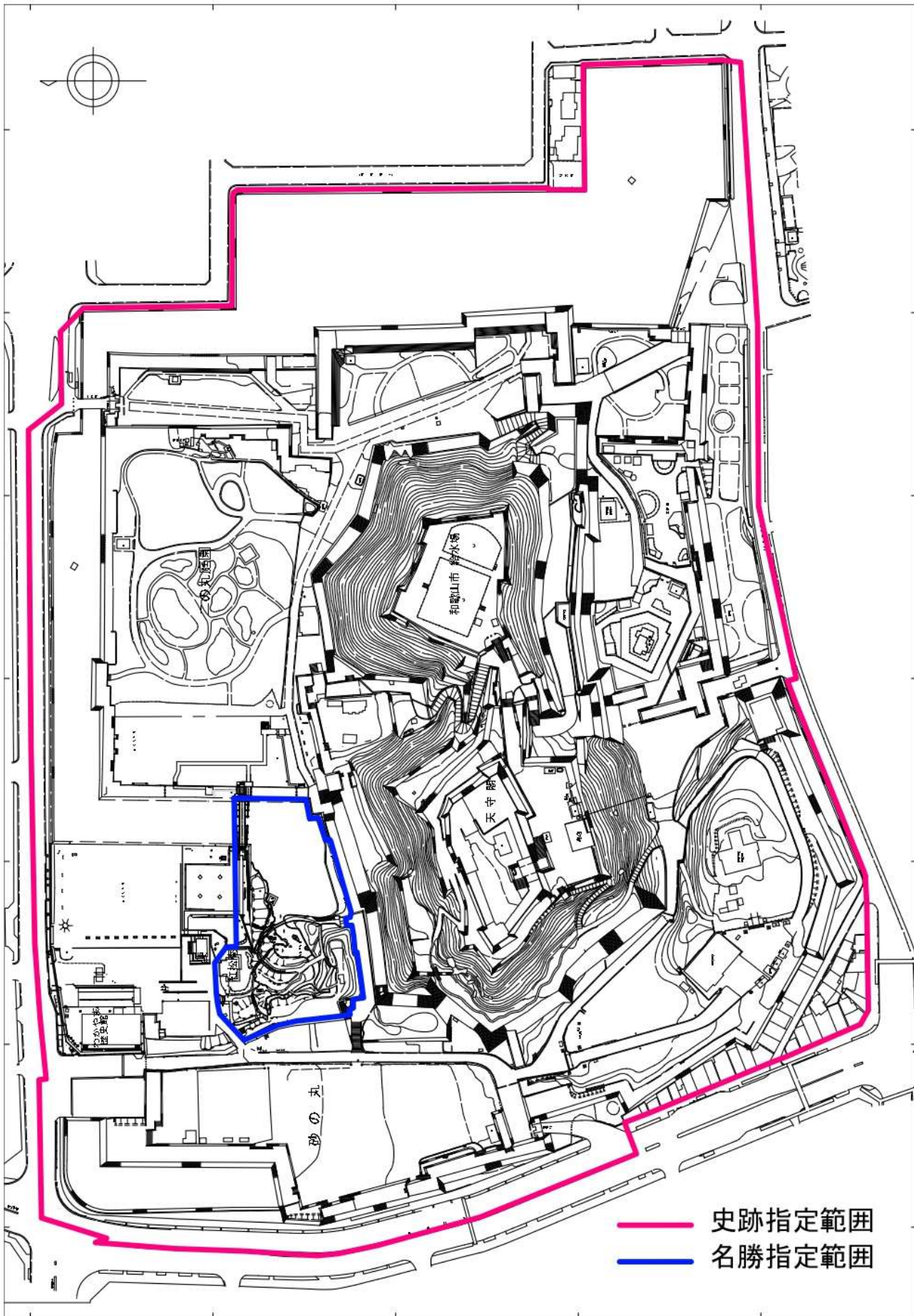
Tel：073-435-1044 Fax：073-435-1150

E-mail：wakayamajo@city.wakayama.lg.jp

目次構成案

第1章	保存活用計画策定の経緯と目的	
第2章	史跡和歌山城の概要	
第3章	史跡和歌山城の本質的価値及びその他の価値	
第4章	現状と課題	
第5章	保存活用の理念と基本方針	※第5章以下は、次年度検討予定
第6章	保存	
第7章	活用	
第8章	調査	
第9章	整備	
第10章	運営・体制の整備	
第11章	実施計画	
第12章	経過観察	
巻末資料		

位置図（史跡及び名勝指定範囲）



業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は史跡和歌山城保存活用計画策定支援業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の総額は 円（うち消費税及び地方消費税分 円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害について

は、一切の責任を負わないものとする。

(乙の債務不履行)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しなかったときは、その不履行部分に相当する額を減額して、委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行すべき委託業務のすべてについて前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行の場合によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して通知をして契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲の債務不履行の場合によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を越えたとき。

2 第13条第4項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第16条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の履行過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(暴力団等排除に係る解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警

察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第19条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(補則)

第20条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長

乙